

前 承

沖繩縣裁判所 總計	根室 以上函館控訴院管内ノ合計	札幌		函館		青森		青森		秋田	
		根室	小札	江刺	函館	八戸	五所	野邊	青森	湯澤	横手
10	1										
11	1										
12	1										
13	1										
14	1										
15	1										
16	1										
17	1										
18	1										
19	1										
20	1										
21	1										
22	1										
23	1										
24	1										
25	1										
26	1										
27	1										
28	1										
29	1										
30	1										

盛岡		山形		福島		仙臺	
盛岡	水磐	酒米	新庄	白河	郡山	若松	登米
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1	1	1
22	1	1	1	1	1	1	1
23	1	1	1	1	1	1	1
24	1	1	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1	1	1
26	1	1	1	1	1	1	1
27	1	1	1	1	1	1	1
28	1	1	1	1	1	1	1
29	1	1	1	1	1	1	1
30	1	1	1	1	1	1	1

表六十四第部三第
分區渡言ルス對ニ名罪ノ罪警違ル係ニ決即

違警罪目	件数	人員	言		渡		區		分	
			罪	免	十以上	十以下	初	科	料	料
火藥其他破裂スヘキ物品ヲ市街ニ運搬ス	1	1								
火藥其他破裂スヘキ物品或ハ自ラ火ヲ發スヘキ物品ヲ貯藏ス	11	11								
官許ヲ得ズシテ烟火ヲ製造シ或ハ販賣ス	101	113								
人家烟窗ノ場所ニ於テ蓋リニ烟火其他火器ヲ玩フ	7	8								
差違器其他烟火電ヲ建造修理シ及掃除スル規則ニ違背ス	6	6								
官署ノ警備ヲ受テ崩壊セントスル家屋牆壁ノ修理ヲ怠ラス	10	10								
官許ヲ得ズシテ死屍ヲ解剖ス	1	1								
自己ノ所有地内ニ死屍アルヲ知テ官署ニ申告セス或ハ他所ニ移ス	3	3								
人ヲ毆打シテ別傷疾病ニ至ラス	57	57								
密ニ賣淫ヲ爲シ或ハ非娼合客止ヲ爲ス	8	9								
人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏ス	9	9								

違警罪目	件数	人員	言		渡		區		分	
			罪	免	十以上	十以下	初	科	料	料
定リタル住居ナクテ常態生ノ遊樂ヲシテテ遊方ニ徘徊ス	115	115								
官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬ス	110	110								
遊樂場ノ私入ヲ曲庇スル爲メ偽造ヲ爲ス	1	1								
人家ノ近傍或ハ山林田野ニ於テ蓋リニ火ヲ焚ク	10	10								
水火其他ノ機ニ際シ官吏ヨリ防禦スヘキ事ヲ受ケ傍觀シテ背セス	1	1								
不潔ノ糞物或ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣ス	6	6								
能慮ヲ保護スル爲メ設ケタル規則或ハ傳染病預防規則ニ違背ス	11	11								
人ノ通行スヘキ場所ニアル危險ノ井溝其他四所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サス	7	7								
路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嘍レ或ハ暴逸セシム	11	11								
發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシム	4	4								
狂犬種獸等ノ繫鎖ヲ怠リ路上ニ放ツ	6	6								
發死人ノ檢視ヲ受ケズシテ埋葬ス	3	3								
墓塚及路上ノ神佛ヲ毀損シ或ハ汚濁ス	1	1								
神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損ス	10	10								

前 承

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		物 渡		區 分	
			罪 無	罪 免	十以上 二日	十以上 六日	五以上 一日	科 料
公然人ヲ罵詈訶罵ス	一六八	一八〇	二〇	七			二〇	七九
濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲ス 制止ヲ肯セズシテ人ノ群集シタル場所ニ 車馬ヲ牽ク	三三三	三三三	七	一			二七	一〇七
夜中燈火ヲシテ車馬ヲ疾驅ス	八八三	八八三	八	七			九	八〇〇
水石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス或 ハ標識ノ設置ヲ怠ル	二七	二七					二	二五
孔竅ヲ道路家屋圍面ニ投擲ス	七三	七三	三				一	七〇
禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ或ハ取除カス	六	六						六
汚穢物ヲ道路家屋圍面ニ投擲ス	三三	三三						三三
警察ノ規則ニ違背シテ工前ノ滯ヲ爲ス	六八八	六八八	四	三三			三三	六五〇
醫師轉診事故ナリ急病人ノ招ニ應セズ	一	一						一
死亡ノ申告ヲ爲サズシテ埋葬ス	一〇六	一一三	三					一〇三

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		物 渡		區 分	
			罪 無	罪 免	十以上 二日	十以上 六日	五以上 一日	科 料
流音浮説ヲ爲シ人ヲ誑惑ス	一六	一六						一六
存リニ吉凶禍福ヲ詭キ或ハ祈禱符咒ヲ爲 シ人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル	一〇五	一〇五	六				七	九八
私利地外ニ濫リニ家屋牆壁ヲ毀テ或ハ軒 樑ヲ出ス	一一	一一						一一
官許ヲ得ズシテ路傍或ハ河岸等ニ床店ヲ 開ク	二	二						二
路上ノ排水市街ノ常陸及厨場等ヲ毀損ス	一	一						一
道路橋樑其他ノ場所ニ榜示シタル通行禁 止及指道標ノ類ヲ毀損汚損ス	一	一						一
官署ヨリ價格ヲ定メタル物品ヲ定價以上 ニ販賣ス	六	六						六
渡船橋樑其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通 行錢ヲ取リ或ハ故ナク通行ヲ妨ク	二	二						二
渡船橋樑其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通 行錢ヲ出サズシテ通行ス	一六	一六						一六
路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲ爲ス	八六	九〇	九				一	八五
官許ヲ得ズシテ劇場其他ノ觀物場ヲ開キ 及其規則ニ違背ス	二六	三三	三					三〇
溝渠下水ヲ毀損シ或ハ官署ノ督促ヲ受ケ テ溝渠下水ヲ浚ハス	四九	四九						四九
制止ヲ肯セズシテ路傍ニ食物其他ノ商品 ヲ陳列ス	五五	五五						五五

前 承

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		物 渡		區 留		料 分	
			無 罪	有 罪	十 以 十 二 日 上 日	十 以 六 日 上 日	五 以 一 日 上 日	以 壹 圓 上	以 壹 圓 下	
官許ヲ得ズシテ軌道ヲ官有地ニ放チ或ハ 收蓄ス	三	三								
身体ニ刺文ヲ爲シ及之ヲ滌トス	三	三								
他人ノ髻キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放ス	三	三								
他人ノ髻キタル舟筏ヲ解放ス	三	三								
播種又ハ堤防ノ害トナルヘキ場所ニ舟筏 ヲ繋ジ	三	三								
牛馬猪羊其他ノ物件ヲ道路ニ横タヘ或ハ 水石散置ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	三	三								
車馬ヲ並ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲ス	三	三								
水路ニ於テ舟ヲ並ヘ通航ノ妨害ヲ爲ス	三	三								
氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄ス	三	三								
官署ノ警促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サズ	三	三								
制止ヲ背セシメテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人 ノ妨害ヲ爲ス	三	三								
牛馬ヲ牽キ或ハ繋ジテヲ怒カセシテ行 人ノ妨害ヲ爲ス	三	三								
出入ヲ禁止シテタル場所ニ濫リニ出入ス	三	三								

違 警 罪 目	合 計		男		女		言	物 渡	區 留	料 分
	男	女	男	女	男	女				
通行禁止ノ標示ヲ犯シテ通行ス	一七六三	一七六三	一七六三	一七六三						
道路ニ於テ放牧高聲ヲ發シテ制止ヲ背セ ス	九三	九三	九三	九三						
駅前ノ路上ニ喫煙シ或ハ醉臥ス	一九九〇	一九九〇	一九九〇	一九九〇						
路上ノ常燈ヲ消ス	六	六	六	六						
人家ノ牆壁ニ貼紙及樂書ス	一一	一一	一一	一一						
邸宅ノ番號標札招牌或ハ他家賣家ノ貼紙 其他報告ノ標標等ヲ毀損ス	一一	一一	一一	一一						
他人ノ田野園圃ニ於テ菜葉ヲ採食シ又ハ 花卉ヲ採折ス	一四	一四	一四	一四						
公園ノ規則ヲ犯ス	五	五	五	五						
道路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ或ハ牛馬ヲ 牽入ル	三	三	三	三						
各地方遊藝館	一三〇九	一三〇九	一三〇九	一三〇九						
合 計	一七六三	一七六三	一七六三	一七六三						
男 總 計	一七六三	一七六三	一七六三	一七六三						
女 總 計	一七六三	一七六三	一七六三	一七六三						

表七十四第部三第
分區渡言ルス對二廳各

廳名	件數		男	女	計	無	遊	渡		初	料
	男	女						十以上	十一以上		
警視川	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
千葉	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
茨城	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
埼玉	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
群馬	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
山梨	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
静岡	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
新長	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
以上東京	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
京都府	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
大阪府	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
奈良	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
兵庫	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
岡山	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
福岡	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
滋賀	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200
福井	5,773	2,006	5,773	2,006	7,779	9,600	2,827	3,374	5,200	2,827	5,200

廳名	件數		男	女	計	無	遊	渡		初	料
	男	女						十以上	十一以上		
石川	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
和歌山	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
徳島	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
高知	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
愛媛	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
三岐	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
愛知	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
以上大阪	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
香川	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
徳島	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
廣島	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
山梨	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
鳥取	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
以上廣島	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
長崎	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
佐賀	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
福岡	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
大分	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
熊本	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
鹿兒島	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800
鹿児島	1,100	400	1,100	400	1,500	1,800	500	600	800	500	800

第三部第四十八表
即決二係ル諸規則違犯ノ各條二對スル言渡區分

諸規則違犯	件數		人員		言渡		區分		附加
	件	數	人	員	無	有	初	分	
地租條例	1	1	1	1					
鹽稅規則	1	1	1	1					
煙草規則	6	6	6	6					
菓子稅則	3	3	3	3					
證券印稅規則	3	3	3	3					
證券印稅規則	3	3	3	3					
船稅規則	1	1	1	1					
車稅規則	1	1	1	1					
所得稅法	9	9	9	9					
電信條例	1	1	1	1					
郵便條例	1	1	1	1					
郵政條例	1	1	1	1					
物品營業並物品取稅規則	3	3	3	3					
賣場規則	2	2	2	2					

三六七

前承

廳名	件數	人員		計	言渡		區分	
		男	女		無	有	初	分
宮崎縣	17,011	10,110	1,121	11,231	3	11	14	11,231
以上長崎縣管內/合計	16,644	12,947	2,224	15,171	3	11	14	15,171
宮城縣	5,034	3,231	1,110	4,341	1	1	2	4,341
山形縣	14,231	7,831	3,110	10,941	1	1	2	10,941
福島縣	9,111	5,231	2,110	7,341	1	1	2	7,341
岩手縣	11,111	6,111	2,110	8,221	1	1	2	8,221
秋田縣	12,111	7,111	2,110	9,221	1	1	2	9,221
以上宮城縣管內/合計	11,111	6,111	2,110	8,221	1	1	2	8,221
青森縣	11,111	6,111	2,110	8,221	1	1	2	8,221
北海	11,111	6,111	2,110	8,221	1	1	2	8,221
以上函館縣管內/合計	11,111	6,111	2,110	8,221	1	1	2	8,221
沖繩縣	11,111	6,111	2,110	8,221	1	1	2	8,221
總計	11,111	6,111	2,110	8,221	1	1	2	8,221

三六八

表九十四部三第
分區渡言ルス對二廳各

廳名	件數		人員		言	免	拘	初	科	分	附加
	男	女	男	女							
警視廳	11,161	11,161	11,161	11,161	無	無	十	一	日	上	1,674
茨城縣	1,016	1,016	1,016	1,016	無	無	十	一	日	上	1,016
栃木縣	1,016	1,016	1,016	1,016	無	無	十	一	日	上	1,016
群馬縣	1,016	1,016	1,016	1,016	無	無	十	一	日	上	1,016
山梨縣	1,016	1,016	1,016	1,016	無	無	十	一	日	上	1,016
長野縣	1,016	1,016	1,016	1,016	無	無	十	一	日	上	1,016
新潟縣	1,016	1,016	1,016	1,016	無	無	十	一	日	上	1,016
總計	37,928	37,928	37,928	37,928	無	無	十	一	日	上	7,424

前承

諸規則違犯	件數		人員		言	免	拘	初	科	分	附加
	男	女	男	女							
傳染病預防規則	2	2	2	2	無	無	十	一	日	上	2
獸醫免許規則	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
檢査規則	7	7	7	7	無	無	十	一	日	上	7
西洋形船舶檢査規則	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
炸屋取締條例	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
古物取締條例	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
徵兵令	2	2	2	2	無	無	十	一	日	上	2
徵兵事務條例	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
陸軍準備役備下士卒卒服從條例	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
陸軍對林兵條例	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
火藥取締規則	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
銃砲取締規則	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
銃檢査規則	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
加除信託規則	1	1	1	1	無	無	十	一	日	上	1
總計	37	37	37	37	無	無	十	一	日	上	37

前 承

廳名	件數		人員			言		渡		區		附加
	男	女	計	無	有	拘	留	科	科			
以上東京府管內、合計	九八〇三	一〇一三〇	一〇一〇三	三三	八八二	一	一	三三	九八五九			
都府	五五	一六	七一	一	三三	一	一	一	五二			
大阪府	九二	一八	一一〇	一	三三	一	一	一	六五			
奈良縣	二二	一	二三	一	二	一	一	一	二〇			
兵庫縣	二二	一	二三	一	二	一	一	一	二〇			
岡山縣	一〇	一	一一	一	二	一	一	一	一〇			
滋賀縣	六	一	七	一	二	一	一	一	六			
石川縣	一	一	二	一	二	一	一	一	一			
富山縣	一	一	二	一	二	一	一	一	一			
和歌山縣	一	一	二	一	二	一	一	一	一			
德島縣	一	一	二	一	二	一	一	一	一			
高知縣	一	一	二	一	二	一	一	一	一			
愛媛縣	一	一	二	一	二	一	一	一	一			
香川縣	一	一	二	一	二	一	一	一	一			
以上大阪府管內、合計	一〇〇	一〇	一一〇	一	一〇	一	一	一〇	一一〇			
三愛	一	一	二	一	二	一	一	一	二			
三重縣	一	一	二	一	二	一	一	一	二			
愛知縣	一	一	二	一	二	一	一	一	二			

廳名	件數		人員			言		渡		區		附加
	男	女	計	無	有	拘	留	科	科			
以上名古屋府管內、合計	一〇一〇	一一〇〇	二一一〇	一	一一〇	一	一	一一〇	二二一〇			
廣島縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
山口縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
山根縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
鳥取縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
以上廣島府管內、合計	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
長崎縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
佐賀縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
福岡縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
大分縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
熊本縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
鹿兒島縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
宮崎縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
以上九州府管內、合計	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
宮城縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
福島縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
山形縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
岩手縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
秋田縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
以上東北府管內、合計	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
青森縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
北陸縣	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			
以上關東府管內、合計	一〇	一〇	二〇	一	一〇	一	一	一	二〇			

廳名		件數		人員		對閱		言渡區分		附加	
男	女	男	女	男	女	無罪	有罪	拘留	科罰	科罰	附加
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

違反警罪目		件數		人員		對閱		言渡區分		附加	
男	女	男	女	男	女	無罪	有罪	拘留	科罰	科罰	附加
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

第三部第五表

對及關席判係罪名對スル官渡區分

違反警罪目		件數		人員		對閱		言渡區分		附加	
男	女	男	女	男	女	無罪	有罪	拘留	科罰	科罰	附加
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

第三部第五十一表

各廳對以言渡區分

前承

以上東京府管內、合計	新潟		長野		甲府		靜岡		前橋		浦和		水戸		
	新潟	高田	上野	大田	飯山	飯山	長谷	甲府	靜岡	高崎	太田	前橋	熊谷	麻生	水戸
件數
人員
對面
言渡區分

三七五

廳名	前年		本年	前年		本年	對面	無拘		初科	以上	以下	却
	件數	人員		人員	人員								
東京
東京下
本所
橫濱
橫濱須賀
小田原
千葉
松戸
一宮
八日市
佐原

違警罪目	合計		前年	本年	對面	無拘		初科	以上	以下	却	
	男	女				人員	人員					
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

三七四

前 承

廳名	件數		人員		對開	計	言渡區分		料
	前年	本年	前年	本年			無 物	料	
赤間關	二	二			一	二			
松江	三	三			二	三			
濱田	六	六			七	六			
大森	一	一			一	一			
鳥取	一	一			一	一			
米子	六	六			七	六			
以上廣島縣管內合計	五	五			五	五			
長門	二	二			二	二			
長門郡	二	二			二	二			
大村	二	二			二	二			
長門郡合計	二	二			二	二			
佐賀	二	二			二	二			
伊賀	三	三			三	三			
佐賀郡	三	三			三	三			
佐賀郡合計	三	三			三	三			
福岡	三	三			三	三			
柳川	一	一			一	一			
小倉	二	二			二	二			
福岡郡合計	三	三			三	三			

廳名	件數		人員		對開	計	言渡區分		料
	前年	本年	前年	本年			無 物	料	
大分	二	二			二	二			
佐伯	二	二			二	二			
竹田	二	二			二	二			
杵築	一	一			一	一			
熊本	一	一			一	一			
八代	一	一			一	一			
山鹿	一	一			一	一			
人吉	一	一			一	一			
鹿兒島	一	一			一	一			
宮崎	一	一			一	一			
宮崎郡	一	一			一	一			
宮崎郡合計	一	一			一	一			
以上長門縣管內合計	三	三			三	三			
仙臺	二	二			二	二			
大河原	二	二			二	二			
古川	二	二			二	二			
登米	一	一			一	一			
若松	一	一			一	一			
福岡	一	一			一	一			
盛岡	一	一			一	一			
磐井	二	二			二	二			
秋田	一	一			一	一			
本庄	一	一			一	一			

表三十五第部三第
分區渡言ルス對二廳各

廳名	件數		人員		對開	言渡區分	
	前年	本年	前年	本年		無	有
東京下谷區							
橫濱八王子區							
千葉一宮本郷區							
宇都宮水區							
浦和熊谷區							
前橋高崎區							
長野大町區							
以上東京近隣管内合計	九	三	九	三	九	三	九

表二十五第部三第
則分規諸ル係ニ判裁審對ノ武正

諸規則違反	件數		人員		對開	言渡區分	
	前年	本年	前年	本年		無	有
租稅							
稅務							
刑罰							
民事							
戶籍法							
總計	三	六	三	六	三	六	三

前承

廳名	件數		人員		對開	言渡區分	
	前年	本年	前年	本年		無	有
秋田大館區							
大輪區							
花曲區							
湯澤區							
以上宮城近隣管内合計	九	三	九	三	九	三	九
青森弘前區							
青森五所原區							
函館八戸區							
函館函館區							
札幌札幌區							
根室根室區							
以上函館近隣管内合計	九	三	九	三	九	三	九
總計	一	一	一	一	一	一	一

第三部附錄甲號

(二)件各判裁ノ事領在駐海上國清

諸規則違犯	本年		受理員	言渡		附加
	檢事ノ起	件數		重禁	罰金	
清國及朝鮮國在留日本人取締規則	1	1	1	1	1	1

第三部附錄甲號

(一)件各判裁ノ事領在駐海上國清

輕罪	已決ノ因徒進走ス		官署ニ對シ屬籍身分氏名年齡職業ヲ詐稱ス		人ヲ毆打損傷ス		人ノ所有物ヲ竊取ス		人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證物ヲ取取メ		合計	男女總計
	年	前	年	前	年	前	年	前	年	前		
輕罪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前承

廳名	前年		本年	前年		本年	對	關	計	言渡	無罪	言渡區分	
	年	前		年	前							年	前
岡山津山區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上大阪控訴院管内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜八幡區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上名古屋控訴院管内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島廣島區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上廣島控訴院管内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀伊萬里區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡福岡區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上長崎控訴院管内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
盛岡盛岡區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
井卷區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上宮城控訴院管内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

號乙録附部三第

(一) 件各判裁ノ事領在駐港各國朝鮮

輕罪	本年受理		言渡區分		附加	
	件數	人員	重禁錮 以二以上 以下	罰金 以二以上 以下	視監	罰沒
財物ヲ附シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス 人ノ所有物ヲ竊取ス 人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證非類ヲ騙取ス 火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	二	三	三	三	一	三
計	八	三	三	三	一	三

號乙録附部三第

(二) 件各判裁ノ事領在駐港各國朝鮮

諸規則違犯	本年受理		言渡區分	
	件數	人員	罰金	科料
日本人行非規程	三	四	三	三
計	三	四	三	三

號乙録附部三第

(三) 件各判裁ノ事領在駐港各國朝鮮

即決違警罪	本年受理		言渡區分	
	件數	人員	壹圓以上	壹圓以下
人ヲ毆打シテ利傷或病ニ至ラス 兇器ヲ道路家屋圍ニ投擲ス 郡町ノ路上ニ喧嘩シ又ハ醉臥ス 朝鮮國地方定規ヲ犯ス	三	三	三	三
計	七	七	三	三

表四十五第一款一第部四第
分處ノ事檢ルス對ニ廳各

千葉		横濱					東京				廳名	受普 受直 計	受 件 數	終 局	不 起 計	清 中 未				
八日市場區	一宮本郷區	松戸區	千葉區	水更津支部	八日市場支部	地方面	八王子區	小田原區	横須賀區	横濱區							八王子支部	地方面	本所區	下谷區

前承

神戶	岡山
伊丹 明石 篠原	岡山 高松
三木 高砂	津島 新見
加古川 高岡	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見
三木 高砂	津島 新見

三九三

奈良	大阪	廳名
五條 高松	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫
高松 奈良	大坂 茨木	兵庫

三九二

受書	受直	リロ改定 リロ下届 リロ市場 リロ田圃 リロ整理 リロ雑項	計	留書 手帳 印刷 留置 手帳 印刷 留置 手帳 印刷 留置	取付 留置 手帳 印刷 留置 手帳 印刷 留置	ス数 取付 留置 手帳 印刷 留置 手帳 印刷 留置	ス取 留置 手帳 印刷 留置 手帳 印刷 留置	計
受書	受直	リロ改定	計	留書	取付	ス数	ス取	計
受書	受直	リロ改定	計	留書	取付	ス数	ス取	計
受書	受直	リロ改定	計	留書	取付	ス数	ス取	計

以上函館港防管内、合計	根室		札幌		函館		青森											
	厚根	地底	岩小	増毛	札幌	地底	蕨	福山	江刺	函館	八戸	八戸	五所	八戸	青森	八戸	弘前	弘前

四〇五

承 前

以上宮城港防管内、合計	秋田								盛岡		廳名	受理件數		終局				
	湯澤	横手	大曲	花輪	大館	能代	本庄	秋田	能代	盛岡		受	新	消	中	未		

四〇四

表五十五第款一第部四第
分區捕逮及發告訴告ルス對二廳各

水戸	下野	宇都	栃木	群馬	茨城	千葉	東京	神奈川	埼玉	千葉	山梨	長野	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	高松	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	山口	廣島	岡山	広島	鳥取	島根	徳島	香川	高松	愛媛	高知								
水戸	水戸	下野	宇都	栃木	群馬	茨城	東京	神奈川	埼玉	千葉	山梨	長野	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	高松	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	山口	廣島	岡山	広島	鳥取	島根	徳島	香川	高松	愛媛	高知								
浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田	浦田			
区	区	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

前 承

東京	神奈川	埼玉	千葉	山梨	長野	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	高松	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	山口	廣島	岡山	広島	鳥取	島根	徳島	香川	高松	愛媛	高知																	
東京	神奈川	埼玉	千葉	山梨	長野	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	高松	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	山口	廣島	岡山	広島	鳥取	島根	徳島	香川	高松	愛媛	高知																	
下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野	下野			
区	区	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

一本表終局區別中他裁判所檢察事へ送致シタル事件ハ之ヲ受ケタル廳ノ受理件數中ニ含有スルヲ以テ其重複ヲ避クル爲メ次表ニ於テハ右送致件數ヲ省ク故ニ本表新受ノ件數ト符合セス
一本表舊受件數ト前年表未決及中止件數ト符合セサルモノアルハ前年ノ材料ニ誤認アリ其訂正申出タルニヨル以下各表亦同シ

前 承

廳名		本年受理案件數	
飯山	區	行現	10
松本	區	行現	10
上野	區	行現	10
大島	區	行現	10
福島	區	行現	10
飯田	區	行現	10
伊那	區	行現	10
上村	區	行現	10
岩村	區	行現	10
地田	區	行現	10
新田	區	行現	10
高田	區	行現	10
相模	區	行現	10
新田	區	行現	10
三條	區	行現	10
新潟	區	行現	10
村上	區	行現	10

本 前

廳名		本年受理案件數	
長野	區	行現	10
北信	區	行現	10
中央	區	行現	10
南信	區	行現	10
北陸	區	行現	10
越前	區	行現	10
福井	區	行現	10
石川	區	行現	10
富山	區	行現	10
金澤	區	行現	10
福井	區	行現	10
石川	區	行現	10
富山	區	行現	10
金澤	區	行現	10
京畿	區	行現	10
京都	區	行現	10
大阪	區	行現	10
兵庫	區	行現	10
奈良	區	行現	10
和歌山	區	行現	10
鳥取	區	行現	10
島根	區	行現	10
岡山	區	行現	10
広島	區	行現	10
山口	區	行現	10
香川	區	行現	10
愛媛	區	行現	10
高松	區	行現	10
徳島	區	行現	10
松山	區	行現	10
高松	區	行現	10
徳島	區	行現	10
松山	區	行現	10

前 承

山形		福島		白河		平川		郡山		中村		白河		平川		白河	
盛岡支	磐井支	宮古支	地蔵支	鶴岡支	酒田支	米沢支	新庄支	山形支	鶴岡支	酒田支	米沢支	地蔵支	松島支	平川支	郡山支	中村支	白河支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

仙臺		石巻		古川		地蔵		高千穂		宮崎		延岡		宮崎		延岡		大島	
仙臺支	石巻支	古川支	地蔵支	高千穂支	宮崎支	延岡支	宮崎支	延岡支	大島支	仙臺支	石巻支	古川支	地蔵支	高千穂支	宮崎支	延岡支	宮崎支	延岡支	大島支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

廳名

本年受理件数		告		訴		發		等		區	
行	現	内	外	内	外	刑	民	刑	民	自	他
行	現	内	外	内	外	刑	民	刑	民	自	他
行	現	内	外	内	外	刑	民	刑	民	自	他

前 承

廳名	本年受理案件數		自 知認 ノ 官 署 法 司 ノ 民 入	現 行 犯 ノ 捕 獲	上 級 ノ 内
	行現	行現非			
盛岡					
花巻					
宮古					
磐井					
水澤					
地支					
能代					
秋田					
本庄					
能代					
大館					
花輪					
大曲					
横手					
湯澤					
合計					

廳名	本年受理案件數		自 知認 ノ 官 署 法 司 ノ 民 入	現 行 犯 ノ 捕 獲	上 級 ノ 内
	行現	行現非			
弘前					
八戸					
青森					
野邊地					
弘前					
五所川原					
八戸					
函館					
江刺					
福山					
毒山					
札幌					
札幌					
小樽					
岩内					
根室					
厚岸					
合計					

表六十五第款一第部四第
分處ノ事判審豫ルス對ニ廳各

前承

廳名	受審件數	受審人員	終結人員	消滅件數	中止件數	未結人員
下要支方部
宇都宮地
浦和地
前橋地
静岡地
甲府地
長野地
新潟地
相模川支方部
高田支方部
長岡支方部
新發田支方部
以上東京府管内ノ合計
京都地
大阪地
奈良地

廳名	受審件數	受審人員	終結人員	消滅件數	中止件數	未結人員
東京地
横濱地
千代田地
水戸地

廳名	本年受理件數	自認ノ事	現行犯逮捕ノ人員
沖繩縣裁判所
東京府小笠原島廳
北海道廳集治監
總計

前承

廳名

德島 脇地
 和歌山 田邊支
 富山 山七尾支
 金澤 小濱支
 福井 彦根支
 大津 津山支
 岡山 豐岡支
 神戸 本路支
 高知 中村支
 松山 宇和島支
 高松 地支
 名古屋 岡崎支
 岐阜 高山支
 以上名古屋府管内ノ合計
 廣島 尾道支
 山口 赤間關支
 松江 西郷支
 島取 米子支
 以上廣島府管内ノ合計

受件		人		終		結		消減		中止		未終結	
受	件	受	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
計		計		計		計		計		計		計	
受	件	受	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
計		計		計		計		計		計		計	

四二八

前承

高知 中村支
 松山 宇和島支
 高松 地支
 名古屋 岡崎支
 岐阜 高山支
 以上名古屋府管内ノ合計
 廣島 尾道支
 山口 赤間關支
 松江 西郷支
 島取 米子支
 以上廣島府管内ノ合計

受件		人		終		結		消減		中止		未終結	
受	件	受	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
計		計		計		計		計		計		計	
受	件	受	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
計		計		計		計		計		計		計	

四二九

表七十五第款一第部四第
分區ルタシ爲ヲ渡言辭免ノ事判審豫ルス對ニ廳各

廳名										豫審判事ノ言渡タル免辭人員	免辭人員ノ内	
東	横	千	水	宇	浦	前	靜	甲	地			
京	濱	葉	戸	都	和	橋	岡	府	地	八	八	八
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ
ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ
ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
効	効	効	効	効	効	効	効	効	効	効	効	効
ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ
經	經	經	經	經	經	經	經	經	經	經	經	經
免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免
ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ
セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル
モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ

廳名										豫審判事ノ言渡タル免辭人員	免辭人員ノ内
長	新	京	大	奈	神	岡	大	福	井		
野	瀨	都	阪	良	戸	山	津	彦	小		
本	發	宮	地	地	本	山	根	根	地		
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支		
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部		
ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ		
ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ		
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス		
ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ		
ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ		
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス		
効	効	効	効	効	効	効	効	効	効		
ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ		
經	經	經	經	經	經	經	經	經	經		
免	免	免	免	免	免	免	免	免	免		
ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ	ヲ		
テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ		
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス		
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ		
セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ		
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ		
ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル		
モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ	モ		

承前

廳名		テ充證	テ分證	テ件被	テ罪告	テ時	テ載確	テ判定	テ免罪於法	テテ律	テ全其ニ	計	テ免訴人員ノ内
金澤	七尾支方	190	190	1	1	10	1	1	1	1	1	190	190
富山	山邊支方	191	191	1	1	1	1	1	1	1	1	191	191
和歌山	田邊支方	192	192	1	1	1	1	1	1	1	1	192	192
德島	脇町支方	193	193	1	1	1	1	1	1	1	1	193	193
高知	中村支方	194	194	1	1	1	1	1	1	1	1	194	194
松山	宇和島支方	195	195	1	1	1	1	1	1	1	1	195	195
高松	和島支方	196	196	1	1	1	1	1	1	1	1	196	196
名古屋	岡崎支方	197	197	1	1	1	1	1	1	1	1	197	197
安濃津	山田支方	198	198	1	1	1	1	1	1	1	1	198	198
岐阜	高田支方	199	199	1	1	1	1	1	1	1	1	199	199
以上大阪控訴管内ノ合計		1900	1900	10	10	100	10	10	10	10	10	1900	1900

四三四

承前

廳名		テ充證	テ分證	テ件被	テ罪告	テ時	テ載確	テ判定	テ免罪於法	テテ律	テ全其ニ	計	テ免訴人員ノ内
廣島	尾道支方	100	100	1	1	1	1	1	1	1	1	100	100
山梨	赤間關支方	101	101	1	1	1	1	1	1	1	1	101	101
松江	濱田支方	102	102	1	1	1	1	1	1	1	1	102	102
島根	西郷支方	103	103	1	1	1	1	1	1	1	1	103	103
以上廣島控訴管内ノ合計		1000	1000	10	10	100	10	10	10	10	10	1000	1000
福岡	久留米支方	101	101	1	1	1	1	1	1	1	1	101	101
佐賀	原支方	102	102	1	1	1	1	1	1	1	1	102	102
長門	福江支方	103	103	1	1	1	1	1	1	1	1	103	103
以上長門控訴管内ノ合計		1000	1000	10	10	100	10	10	10	10	10	1000	1000
大分	中津支方	104	104	1	1	1	1	1	1	1	1	104	104
以上大分控訴管内ノ合計		1000	1000	10	10	100	10	10	10	10	10	1000	1000

四三五

新潟	長岡	相川	高田	新潟支	京都	大津	奈良	大阪	大津支	京都支	神戶	岡山	大津支	福井	金澤	富山	
新	長	相	高	新	京	大	奈	大	大	京	神	岡	大	福	金	富	
發	岡	川	田	發	都	津	良	阪	津	都	戶	山	津	井	澤	山	
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

水戸	下野	宇都宮	前橋	浦和	東京	甲府	長野	新井	館林	上野	水戸	下野	宇都宮	前橋	浦和	東京	甲府	長野	新井	館林	上野			
水	下	宇	前	浦	東	甲	長	新	館	上	水	下	宇	前	浦	東	甲	長	新	館	上	水		
戸	野	都	橋	和	京	府	岡	潟	林	野	戸	野	都	橋	和	京	府	岡	潟	林	野	戸	野	
地	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

前承

廳名	豫密中被告人所遇		豫密終結被告人入監時間	
	拘	不	日	年
和歌山 田邊支方	○	○	○	○
德島 脇町支方	○	○	○	○
高知 中村支方	○	○	○	○
松山 宇和島支方	○	○	○	○
高松 地支方	○	○	○	○
以上大阪府警管内合計	○	○	○	○
名古屋 岡崎支方	○	○	○	○
安濃津 山田支方	○	○	○	○
波車 高山支方	○	○	○	○
以上名古屋府警管内合計	○	○	○	○
廣島 尾道支方	○	○	○	○
山口 赤間關支方	○	○	○	○
松江 濱田支方	○	○	○	○
島取 米子支方	○	○	○	○
以上廣島府警管内合計	○	○	○	○
長崎 平戸支方	○	○	○	○
福江 原支方	○	○	○	○
佐賀 地支方	○	○	○	○
福岡 小倉支方	○	○	○	○
久留米支方	○	○	○	○
大分 中津支方	○	○	○	○
豆田支方	○	○	○	○
熊本 草地支方	○	○	○	○
合計	○	○	○	○

廳名	豫密中被告人所遇		豫密終結被告人入監時間	
	拘	不	日	年
廣島 尾道支方	○	○	○	○
山口 赤間關支方	○	○	○	○
松江 濱田支方	○	○	○	○
島取 米子支方	○	○	○	○
以上廣島府警管内合計	○	○	○	○
長崎 平戸支方	○	○	○	○
福江 原支方	○	○	○	○
佐賀 地支方	○	○	○	○
福岡 小倉支方	○	○	○	○
久留米支方	○	○	○	○
大分 中津支方	○	○	○	○
豆田支方	○	○	○	○
熊本 草地支方	○	○	○	○
合計	○	○	○	○

表九十五第款一第部四第
分區渡言ノ金罰ル係ニ廷審豫ルス對ニ廳各

廳名	犯罪ノ性質		計	罰金言渡ニ係ル金額區分	
	セ	マ		拾	上
千葉地方法					
茨城地方法					
水戸地方法					
群馬地方法					
長野地方法					
新潟地方法					
新潟地方法					
以上東京府警部管内ノ合計					

廳名	犯罪ノ性質	計	罰金言渡ニ係ル金額區分
青森地方法			
岩手地方法			
秋田地方法			
山形地方法			
福島地方法			
宮城地方法			
以上長崎府警部管内ノ合計			

前 承

廳名	拘	不	豫審中被告人所遇	豫審終結被告人入監時間
鹿兒島地方法				
宮崎地方法				
以上長崎府警部管内ノ合計				
仙臺地方法				
福島地方法				
山形地方法				
盛岡地方法				
秋田地方法				
以上東京府警部管内ノ合計				

表十六第款二第部四第
間時分處人事檢

處分時間	檢										局		計	局終未
	重罪ト	輕罪ト	輕罪ト	違背罪ト	他裁判所檢罪ト	警察署ニ送致ス	警察署ニ送致ス	遊起不	止中	計	計			
五 日	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
十 日	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
一 月	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
二 月	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
三 月	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
六 月	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
一 年	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
合 計	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110

前 承

廳名	犯 罪 ノ 性 質										計	罰金言渡ニ係ル金額區分			
	セ	シ	ス	シ	ス	セ	ス	シ	ス	セ		拾	四	上	以
京都官津支部															
神戸本支部															
福井地地方															
松山地地方															
名古屋岡崎支部															
鳥取地地方															
鹿兒島大島支部															
宮崎地地方															
福岡平支															
青森八戸支部															
函館地地方															
總計															

表一十六第數二第部四第
 間時分處ノ事檢ルス對ニ廳各

廳名		檢事		處分		時間		決未			
數	件	以五以一 內日上日	以十以六 內日上日	以十以十一 內日上日	以二以十六 內日上日	以一以廿一 內月上日	以二以一 內月上月	以三以二 內月上月	以六以三 內月上月	以一以六 內年上月	以一年 以上
九〇三	六〇五	三三九	三三九	三三九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
一〇〇	九〇	三〇	三〇	三〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
五五	五五	二二	二二	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
三三	三三	一一	一一	一一	五	五	五	五	五	五	五
二二	二二	七	七	七	三	三	三	三	三	三	三
一一	一一	四	四	四	二	二	二	二	二	二	二
六	六	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一
三	三	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

四四六

廳名		檢事		處分		時間		決未			
數	件	以五以一 內日上日	以十以六 內日上日	以十以十一 內日上日	以二以十六 內日上日	以一以廿一 內月上日	以二以一 內月上月	以三以二 內月上月	以六以三 內月上月	以一以六 內年上月	以一年 以上
二二	二二	一一	一一	一一	五	五	五	五	五	五	五
一一	一一	五	五	五	二	二	二	二	二	二	二
六	六	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一
三	三	一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

四四七

前 承

廳	檢 事 處 分 時 間			未 決				
名	數	檢 事 處		分	時	間	未 決	
		以五以一日	以十以六日					以二十以上日
新 三 新 瀨	新三	三	三	三	-	-	-	-
新 發 田	新發	新發	新發	新發	-	-	-	-
村 上	村上	村上	村上	村上	-	-	-	-
長 岡	長岡	長岡	長岡	長岡	-	-	-	-
柏 崎	柏崎	柏崎	柏崎	柏崎	-	-	-	-
六 日 町	六日町	六日町	六日町	六日町	-	-	-	-
高 田	高田	高田	高田	高田	-	-	-	-
糸 川	糸川	糸川	糸川	糸川	-	-	-	-
相 川	相川	相川	相川	相川	-	-	-	-
地 部	地部	地部	地部	地部	-	-	-	-
園 部	園部	園部	園部	園部	-	-	-	-
宮 津	宮津	宮津	宮津	宮津	-	-	-	-
京 都	京都	京都	京都	京都	-	-	-	-
伏 見	伏見	伏見	伏見	伏見	-	-	-	-
園 部	園部	園部	園部	園部	-	-	-	-
山 津	山津	山津	山津	山津	-	-	-	-
京 都	京都	京都	京都	京都	-	-	-	-
山 津	山津	山津	山津	山津	-	-	-	-

神 戶	奈 良			大 阪			福 知 山			舞 鶴			
名	數	檢 事 處		分	時	間	未 決	檢 事 處		分	時	間	未 決
		以五以一日	以十以六日					以二十以上日	以二十以上日				
後 明	後明	後明	後明	後明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 石	山石	山石	山石	山石	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊 丹	伊丹	伊丹	伊丹	伊丹	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神 戶	神戸	神戸	神戸	神戸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豐 岡	豊岡	豊岡	豊岡	豊岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
姫 路	姫路	姫路	姫路	姫路	-	-	-	-	-	-	-	-	-
洲 本	洲本	洲本	洲本	洲本	-	-	-	-	-	-	-	-	-
篠 山	篠山	篠山	篠山	篠山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 支	地支	地支	地支	地支	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五 條	五條	五條	五條	五條	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 山	高山	高山	高山	高山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松 山	松山	松山	松山	松山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 支	地支	地支	地支	地支	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雷 田	雷田	雷田	雷田	雷田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺 林	堺林	堺林	堺林	堺林	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天王	天王	天王	天王	天王	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨 木	茨木	茨木	茨木	茨木	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池 田	池田	池田	池田	池田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 阪	大阪	大阪	大阪	大阪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 支	地支	地支	地支	地支	-	-	-	-	-	-	-	-	-
舞 鶴	舞鶴	舞鶴	舞鶴	舞鶴	-	-	-	-	-	-	-	-	-

廳名

事件
檢
事
處
分
時
間
決
未

前 承

岡	山	津	玉	高	岡	津	玉	高	地	村	豊	龍	社	姫	洲	柏
地	山	山	岡	島	山	山	島	梁	支	支	支	支	支	支	支	支
方	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
CH	CE	SI	WV	BO	BE	IE	IO	IO	IO	IO	IO	IO	IO	IO	IO	IO
...

前 承

大	津	水	八	彦	地	小	福	三	武	大	教	小	地	七	小	金	七	高	輪	高
根	津	口	際	根	濱	濱	井	國	野	賀	濱	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
...

前 承

廳 名	件 數	檢 査 處 分 時 間										未 決
		以一日以上	以二日以上	以三日以上	以四日以上	以五日以上	以六日以上	以七日以上	以八日以上	以九日以上	以十日以上	
富山	1,234	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	10
高魚津	1,123	90	180	270	360	450	540	630	720	810	900	10
高木新	1,012	80	160	240	320	400	480	560	640	720	800	10
和歌山	901	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700	10
德島	890	60	120	180	240	300	360	420	480	540	600	10
高知	789	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	10

四五四

海 部

廳 名	件 數	檢 査 處 分 時 間										未 決
		以一日以上	以二日以上	以三日以上	以四日以上	以五日以上	以六日以上	以七日以上	以八日以上	以九日以上	以十日以上	
松山	1,234	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	10
高松	1,123	90	180	270	360	450	540	630	720	810	900	10
名古屋	1,012	80	160	240	320	400	480	560	640	720	800	10
豐田	901	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700	10
四日市	890	60	120	180	240	300	360	420	480	540	600	10
山田	789	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	10

四五五

大分	福岡										佐賀									
	佐伯	臼杵	大豆	田	中津	地	行	小柳	福留	久飯	甘木	小倉	久留	地	伊萬	唐津	武雄	佐賀	唐津	地
區	區	區	部	部	方	區	區	區	區	區	區	部	部	方	區	區	區	區	部	方
12532	111	1111	167	104	107	105	105	105	105	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
12532	110	107	104	104	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四五九

前 承

長崎	島取				西	廳名	
	嚴福	武生	平戶	島村			米倉
原江	原江	原江	原江	原江	原江	原江	原江
區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111

四五八

前 承

廳 名	件 數	檢 査 事 處 分 時 間																				
		以五日以内	以十日以内	以十五日以内	以二十日以内	以一月以内	以二月上月	以三月上月	以六月上月	以一年以上	未 決											
竹田	15																					
榑津	15																					
中津	15																					
玉田	15																					
豆田	15																					
八代	15																					
天草	15																					
熊本	15																					
船橋	15																					
八代	15																					
山鹿	15																					
高瀬	15																					
人吉	15																					
天草	15																					
大地	15																					
鹿兒島	15																					

廳 名	件 數	檢 査 事 處 分 時 間																				
		以五日以内	以十日以内	以十五日以内	以二十日以内	以一月以内	以二月上月	以三月上月	以六月上月	以一年以上	未 決											
加治木	15																					
鹿屋	15																					
水引	15																					
大地	15																					
延岡	15																					
宮崎	15																					
都農	15																					
延岡	15																					
高千穂	15																					
以上長崎縣管内ノ合計	15																					
地部	15																					
古川	15																					
石川	15																					
仙臺	15																					
大河	15																					
古川	15																					
石川	15																					
登米	15																					
氣仙沼	15																					
白河	15																					

承 前

廳名	人員	審判事務之處分時間										決未			
		五日以内	十日以内	十五日以内	二十日以内	一月以内	二月以内	三月以内	六月以内	一年以上	一年以上				
宮山	22														
和歌山	36														
德島	83														
高知	126														
高松	167														
松山	271														
高松	478														
名古屋	1,010														
安濃津	1,291														
岐阜	2,270														
廣島	2,699														
尾道	3,699														
以上各庄務所管内ノ合計	17,800														

承 前

廳名	人員	審判事務之處分時間										決未			
		五日以内	十日以内	十五日以内	二十日以内	一月以内	二月以内	三月以内	六月以内	一年以上	一年以上				
山口	91														
松江	122														
島根	212														
以上廣島庄務所管内ノ合計	3,699														
長崎	1,133														
佐賀	1,112														
福岡	1,111														
大分	1,010														
熊本	999														
鹿兒島	777														
以上各庄務所管内ノ合計	17,800														

表四十六第款二第部四第... 問時判裁罪輕

輕罪裁判時間	件數	言		渡		區		分		場	治	懲	却	減
		無罪	免全	管轄	權限	禁錮	罰金	拘留	料					
一日以上五日以内
六日以上十日以内
十一日以上十五日以内
十六日以上二十日以内
二十一日以上一月以内
一月以上二月以内
二月以上三月以内
三月以上六月以内
六月以上一年以上
一年以上
合計

二十一日以上一月以内言渡ノ區ニテ一人ノ不足ハ付加没收ノミノ言渡アルニヨル

前承

廳名	人員	豫審判事ノ處分時間															
		五日以内	十日以内	十五日以内	二十日以内	一月以内	二月以内	三月以内	六月以内	一年以上	一年以上	未決					
宮崎
仙臺
福島
山形
盛岡
秋田
青森
沖繩
合計

表五十六第款二第部四第
間時判裁ノ罪輕ルス對ニ廳各

浦和		宇都宮										水戸											
川越	越谷	浦和	熊谷	佐野	栃木	大田	真岡	宇都宮	栃木	地味	下妻	龍崎	麻生	土浦	太田	水戸	下妻	上野	地味	北條	木更津	佐原	
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
EO3	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

四六四

千葉		横濱					東京					廳名					
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所		下谷	麹町	芝	京橋	北
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	被 告
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	輕
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	罪
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	裁
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	判
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	時
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	間
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	一 年
八日市	宮本	松戸	千代田	木更津	八日市場	八王子	小田原	横須賀	横濱	八王子	本所	下谷	麹町	芝	京橋	北	一 年

四七三

相川支	高田支	長岡支	新發田支	地岩村	上伊那	飯島	福島	大上	松本	飯山	長野	上田	飯田	松本	地谷	甲府	谷村
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
108	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125

地掛川	濱下	沼津	靜岡	濱松	沼津	地掛	富岡	高崎	本郷	中野	沼津	前橋	高崎	地谷	大熊	熊谷
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124

大津				福井				金澤							
彦根	大津	水八	彦八	小坂	武生	大野	敦賀	小坂	小坂	七尾	七尾	高尾	高尾	輪島	高尾
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
106	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
107	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126
108	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127
109	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128
110	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129
111	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
112	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131
113	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132
114	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133

大岡														廳名				
地	勝	津	笠	玉	新	高	岡	津	山	高	地	村	豊	龍	社	姫	洲	柏
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119
102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121
104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122
105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123
106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126
109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127
110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128
111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129
112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131
114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132
115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133

前 承

廳 名	被告 人員	輕		罪		裁		判		時		間	
		以 内	以 上	以 十 内	以 十 五 内	以 二 内	以 十 内	以 一 内	以 二 内	以 三 内	以 六 内	以 一 上	以 一 上
富山	24	101	33	6	3	10	10	1	1	1	1	1	1
高津	23	9	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
木岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水新	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地邊	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
田邊	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
德島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
德島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
德島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
川島	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地知	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中須	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

名古屋				高松				松山				北條			
地	半	一	名古屋	九	高	九	地	宇	西	大	松	宇	西	大	松
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

廣島		山		江		松	
三原	尾道	福山	地	赤松	赤松	赤松	赤松
原	道	山	支	關	關	關	關
區	區	區	區	區	區	區	區
131	132	133	134	135	136	137	138
139	140	141	142	143	144	145	146
147	148	149	150	151	152	153	154
155	156	157	158	159	160	161	162
163	164	165	166	167	168	169	170
171	172	173	174	175	176	177	178
179	180	181	182	183	184	185	186
187	188	189	190	191	192	193	194
195	196	197	198	199	200	201	202
203	204	205	206	207	208	209	210

安波津		坡		江		松	
安波津	坂	八坂	八坂	八坂	八坂	八坂	八坂
市	日	山	山	山	山	山	山
區	區	區	區	區	區	區	區
101	102	103	104	105	106	107	108
109	110	111	112	113	114	115	116
117	118	119	120	121	122	123	124
125	126	127	128	129	130	131	132
133	134	135	136	137	138	139	140
141	142	143	144	145	146	147	148
149	150	151	152	153	154	155	156
157	158	159	160	161	162	163	164
165	166	167	168	169	170	171	172
173	174	175	176	177	178	179	180
181	182	183	184	185	186	187	188
189	190	191	192	193	194	195	196
197	198	199	200	201	202	203	204
205	206	207	208	209	210	211	212
213	214	215	216	217	218	219	220
221	222	223	224	225	226	227	228
229	230	231	232	233	234	235	236
237	238	239	240	241	242	243	244
245	246	247	248	249	250	251	252
253	254	255	256	257	258	259	260

大分																
佐伯	臼杵	大分	田支	津支	地行	柳倉	福留	甘木	福岡	小倉	久留	伊里	唐津	武雄	佐賀	唐津
區	區	區	部	部	方	區	區	區	區	部	部	方	區	區	區	部
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121

前承

長崎												鳥取				廳
嚴原	福江	武生	平戸	島原	大村	長崎	原支	福江	平戸	島原	地行	米倉	島取	米子	地行	西郷
區	區	區	區	區	區	區	部	部	部	部	方	區	區	區	部	方
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121

前承

鹿兒島加															廳名	
白地 氣 登 石 古 大 仙 石 古 地															被 告 人	輕 罪 裁 判 時 間
部	方	區	區	區	區	部	部	方	計	區	區	區	區	區		
1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130
400	1471	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124
1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141
1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158
1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175
1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192
1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209
1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226

鹿兒島加															廳名	
白地 氣 登 石 古 大 仙 石 古 地															被 告 人	輕 罪 裁 判 時 間
部	方	區	區	區	區	部	部	方	計	區	區	區	區	區		
1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130
400	1471	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124
1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141
1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158
1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175
1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192
1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209
1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226

以上官城按部管内ノ合計																					
青森	野青	八戸	弘前	地	湯澤	横手	大曲	花輪	大館	能代	本莊	秋田	大館	能代	地	水鏡	磐井	宮古	福岡	花巻	盛岡
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
區	區	部	部	方	區	區	區	區	區	區	區	區	部	部	方	區	區	區	區	區	區
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114

前 承

前 承																										
若平	松支	福島	郡山	中	白	平	若	地	米	酒	鶴	山	新	米	酒	鶴	地	若	平	白	中	郡	福	島	若	平
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114

第四部第二款第六十六表

重罪裁判時間

重罪裁判時間	件數		言		渡		區		分		刑		罰	
	數	人	無罪	有罪	無期	有期	無期	有期	無期	有期	無期	有期	無期	有期
一日以上五日以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六日以上十日以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十一日以上十五日以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十六日以上二十日以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二十一日以上一月以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一月以上三月以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三月以上六月以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六月以上一年以下	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四九

以上函館控訴院管内合計
 沖繩縣裁判所
 東京府小笠原島嶼
 北海道廳集治監
 總計

11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前承

廳名	被告人員		輕罪		重罪		裁判		時間	
	數	人	無罪	有罪	無期	有期	無期	有期	無期	有期
函館	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
江刺	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
福山	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	11	50	1	1	1	1	1	1	1	1

四九〇

表七十六第款二第部四第
間時判裁ノ罪重ルス對ニ廳各

廳名	被告 人 員	重		罪		裁		判		時		間	
		以五以 内日上日	以十以六 内日上日	以十以十 五内日上日	以二以十 六内日上日	以一以止 一内月上日	以二以一 内月上月	以三以二 内月上月	以六以三 内月上月	以一以六 内年上月	以 上	一 年	
東京地	三六												
横濱地	一九												
千葉地	六												
水戸地	一〇												
宇都宮地	一三												
前橋地	一												
靜岡地	一												
甲府地	一												
長野地	一												
新潟地	一												
東京控訴院管内ノ合計	一七〇												
大塚地	一												
奈良地	一												

廳名	被告 人 員	重		罪		裁		判		時		間	
		以五以 内日上日	以十以六 内日上日	以十以十 五内日上日	以二以十 六内日上日	以一以止 一内月上日	以二以一 内月上月	以三以二 内月上月	以六以三 内月上月	以一以六 内年上月	以 上	一 年	
神戶地	一												
岡山地	一												
大津地	一												
福井地	一												
金澤地	一												
富山地	一												
和歌山地	一												
德島地	一												
高知地	一												
松山地	一												
高松地	一												
以上大阪控訴院管内ノ合計	一												
名古屋地	一												
安濃津地	一												
岐阜地	一												
以上名古屋控訴院管内ノ合計	一												
廣島地	一												
山口地	一												
松江地	一												
鳥取地	一												

前承

廳名	人員		重罪	裁判	時	間
	人	員				
以上廣島控訴院管内/合計	二八七	一〇	以五以一	以二以十	以二以一	以六以三
長崎地	七〇	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
佐賀地	四〇	一	以十以六	以二以十	以二以一	以六以三
福岡地	九〇	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
大分地	九二	一	以十以十一	以二以十	以二以一	以六以三
熊本地	三三	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
鹿兒島地	三七	一	以十以十一	以二以十	以二以一	以六以三
宮崎地	五八	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
以上長崎控訴院管内/合計	四四四	一	以二以十	以二以十	以二以一	以六以三
仙臺地	六九	一	以十以十一	以二以十	以二以一	以六以三
福島地	八三	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
山形地	七三	一	以十以十一	以二以十	以二以一	以六以三
盛岡地	七三	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
秋田地	八二	一	以十以十一	以二以十	以二以一	以六以三
以上宮城控訴院管内/合計	三二二	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
青森地	二二	一	以十以十一	以二以十	以二以一	以六以三
函館地	二二	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
札幌地	五三	一	以十以十一	以二以十	以二以一	以六以三
以上函館控訴院管内/合計	七五	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
總計	三、〇〇〇	一	以五以一	以二以十	以二以一	以六以三

根室地方 沖繩縣裁判所 總計	人員		重罪	裁判	時	間
	人	員				
以上函館控訴院管内/合計	二	一	以五以一	以二以十	以二以一	以六以三
根室地方	二	一	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三
沖繩縣裁判所	一	一	以十以六	以二以十	以二以一	以六以三
總計	三	二	內日上日	內月上月	內月上月	以六以三

表八十六第款一第部五第
分區數件ノ理受訴控ルス對ニ應各

東京控訴院	裁判所											本年受理 件數	檢 事 被 告 人 檢 事 被 告 人 民 事 原 告 人 檢 事 被 告 人	區 別				
	甲府 地方部	沼津 支部	静岡 地方部	高崎 地方部	前橋 地方部	熊谷 地方部	浦和 地方部	栃木 地方部	宇都宮 地方部	下妻 地方部	土浦 地方部				水戸 地方部	水戸 支部	八日市 支部	千代田 地方部
	三	二	一	四	八	九	四	五	三	四	六	七	二	八	三	五	六	一〇

前 承

裁判所	原裁判所	本年受理			事件			激			區			列		
		主 件	附 帶	檢 査	主 事	被 告	入 罪	主 檢	被 告	入 罪	主 附	被 告	入 罪	主 附	被 告	入 罪
芝罘區	芝罘區	三	一	一						九	二					
北京區	北京區	一	一	一						二	一					
磐石區	磐石區	一	一	一												
官廳區	官廳區	一	一	一												
山形區	山形區	一	一	一						三	一					
福島區	福島區	一	一	一												
石巻區	石巻區	一	一	一						三	一					
仙臺區	仙臺區	一	一	一												
密山區	密山區	一	一	一						三	一					
相模區	相模區	一	一	一						三	一					
長岡區	長岡區	一	一	一						三	一					
高岡區	高岡區	一	一	一						三	一					
新潟區	新潟區	一	一	一						四	一					
新潟區	新潟區	一	一	一						三	一					
上野區	上野區	一	一	一						三	一					
松本區	松本區	一	一	一						三	一					
飯田區	飯田區	一	一	一						三	一					
長野區	長野區	一	一	一						三	一					
谷村區	谷村區	一	一	一						三	一					

四九八

東京地方	八王子支部	橫濱地方	小田原支部	松戸支部	千葉地方	八日市支部	水戸支部	八日市支部	八日市支部	水戸支部	水戸支部	水戸支部
東京地方	八王子支部	橫濱地方	小田原支部	松戸支部	千葉地方	八日市支部	水戸支部	八日市支部	八日市支部	水戸支部	水戸支部	水戸支部
下谷町區	王子區	須賀區	小田原區	松戸區	一本區	八日市區	水戸區	八日市區	八日市區	水戸區	水戸區	水戸區
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

四九九

前 承

裁判所		原裁判所		本年受理		件		数		区		列	
主	控	主	控	主	控	主	控	主	控	主	控	主	控
水戸地方	麻生	龍ヶ崎	龍ヶ崎	1	1								
土浦地方	土浦	下妻	下妻	1	1								
土浦支部	麻生	龍ヶ崎	龍ヶ崎	1	1								
下妻支部	八日市場	下妻	下妻	1	1								
宇都宮地方	宇都宮	大田	大田	1	1								
宇都宮支部	大田	大田	大田	1	1								
栃木支部	佐野	佐野	佐野	1	1								
熊谷支部	熊谷	熊谷	熊谷	1	1								
前橋支部	前橋	前橋	前橋	1	1								

五〇〇

裁判所		原裁判所		本年受理		件		数		区		列	
主	控	主	控	主	控	主	控	主	控	主	控	主	控
前橋地方	沼田	沼田	沼田	1	1								
高崎地方	高崎	高崎	高崎	1	1								
高崎支部	高崎	高崎	高崎	1	1								
静岡地方	静岡	静岡	静岡	1	1								
静岡支部	静岡	静岡	静岡	1	1								
濱松地方	濱松	濱松	濱松	1	1								
濱松支部	濱松	濱松	濱松	1	1								
甲府地方	甲府	甲府	甲府	1	1								
甲府支部	甲府	甲府	甲府	1	1								
長野地方	長野	長野	長野	1	1								
長野支部	長野	長野	長野	1	1								
松本支部	松本	松本	松本	1	1								

五〇一

大阪地方	奈良地方	神戸地方	姫路支部	豊岡支部	洲本支部	天田	王寺	阪
池田	茨木	環	伏見	奈良	高松	五條	神戶	伊丹
社	明	姫路	社	豊岡	洲本	石本	丹波	岡野
区	区	区	区	区	区	区	区	区
二	一	一	一	一	一	一	一	一

五〇四

京都地方	官津支部	福知山	京	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

五〇四

前 承

裁判所		原裁判所														本年受理		重		罪		輕		罪		區		違		警		列						
岡山地方	新見山	勝山	岡島	玉梁	高梁	津山	山路	山	山	津	大津	彦根	福井	武生	大野	小濱	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

裁判所		原裁判所														本年受理		重		罪		輕		罪		區		違		警		列						
金澤地方	小高	輪高	富輪	魚津	木津	高木	和歌山	田邊	德島	脇町	高知	中村	松山	宇和	西	北	高	龜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

前 承

原裁判所	控 訴		本年受理	件 數		區 別
	主 訴	附 帶		檢 事	被 告 人	
名古屋地方	1	1	1	1	1	1
岡崎支地方	1	1	1	1	1	1
安濃津支地方	1	1	1	1	1	1
四日市支地方	1	1	1	1	1	1
山田支地方	1	1	1	1	1	1
岐阜支地方	1	1	1	1	1	1
高松支地方	1	1	1	1	1	1
東山支地方	1	1	1	1	1	1
靜岡支地方	1	1	1	1	1	1
甲府支地方	1	1	1	1	1	1
長野支地方	1	1	1	1	1	1
新潟支地方	1	1	1	1	1	1
大津支地方	1	1	1	1	1	1
大津支地方	1	1	1	1	1	1
和歌山支地方	1	1	1	1	1	1
高松支地方	1	1	1	1	1	1
名古屋支地方	1	1	1	1	1	1

原裁判所	控 訴		本年受理	件 數		區 別
	主 訴	附 帶		檢 事	被 告 人	
名古屋地方	1	1	1	1	1	1
岡崎支地方	1	1	1	1	1	1
安濃津支地方	1	1	1	1	1	1
四日市支地方	1	1	1	1	1	1
山田支地方	1	1	1	1	1	1
岐阜支地方	1	1	1	1	1	1
廣島支地方	1	1	1	1	1	1
三島支地方	1	1	1	1	1	1
尾道支地方	1	1	1	1	1	1
山口支地方	1	1	1	1	1	1
岩國支地方	1	1	1	1	1	1

裁判所	原裁判所	本年受理				事件				區		
		主	附	檢	重	主	附	檢	重			
長崎控訴院	小倉支	五	一			二						
	大分支	三				一						
	豆田支	二				一						
	中津支	一										
	熊本支	一										
	天草支	一										
	鹿兒島支	一										
	宮崎支	一										
	延岡支	一										
沖繩縣裁判所	長崎	一										
	長崎支	一										
	大村	一										
	平戸	一										
	武生	一										
	嚴原	一										
	佐賀	一										
	伊賀	一										
	唐津	一										
	佐賀	一										

裁判所	原裁判所	本年受理				事件				區	
主	附	檢	重	主	附	檢	重				
福岡地方	飯塚區	二				一					
	甘木區	一									
	柳河區	一									
	久留米區	一									
	福岡區	一									
	小倉區	一									
	行田區	一									
	竹田區	一									
	佐伯區	一									
	中津區	一									
	中津區	一									
	熊本區	一									
	宮地區	一									
	山鹿區	一									
	高瀬區	一									
	御船區	一									
	人吉區	一									

前 承

控 訴		裁 判 所		本年受理	重 罪	輕 罪	區 別
主 訴	附 帶	原 裁 判 所	裁 判 所				
八代區	-	八代區	八代區	-	-	-	-
天草區	-	天草區	天草區	-	-	-	-
鹿兒島區	-	鹿兒島區	鹿兒島區	-	-	-	-
加治木區	-	加治木區	加治木區	-	-	-	-
鹿屋區	-	鹿屋區	鹿屋區	-	-	-	-
宮崎區	-	宮崎區	宮崎區	-	-	-	-
延岡區	-	延岡區	延岡區	-	-	-	-
仙臺區	三	仙臺區	仙臺區	三	-	-	-
古川區	八	古川區	古川區	八	-	-	-
石巻區	七	石巻區	石巻區	七	-	-	-
福島區	三	福島區	福島區	三	-	-	-
白河區	七	白河區	白河區	七	-	-	-
平松區	五	平松區	平松區	五	-	-	-
若松區	三	若松區	若松區	三	-	-	-
山形區	四	山形區	山形區	四	-	-	-
酒田區	三	酒田區	酒田區	三	-	-	-
合計	四三	合計	合計	四三	-	-	-

宮城控訴院

控 訴		裁 判 所		本年受理	重 罪	輕 罪	區 別
主 訴	附 帶	原 裁 判 所	裁 判 所				
米澤區	-	米澤區	米澤區	-	-	-	-
鶴岡區	-	鶴岡區	鶴岡區	-	-	-	-
盛岡區	-	盛岡區	盛岡區	-	-	-	-
磐井區	-	磐井區	磐井區	-	-	-	-
宮古區	-	宮古區	宮古區	-	-	-	-
秋田區	-	秋田區	秋田區	-	-	-	-
大曲區	-	大曲區	大曲區	-	-	-	-
能代區	-	能代區	能代區	-	-	-	-
東京區	-	東京區	東京區	-	-	-	-
横濱區	-	横濱區	横濱區	-	-	-	-
土浦區	-	土浦區	土浦區	-	-	-	-
宇都宮區	-	宇都宮區	宇都宮區	-	-	-	-
浦和區	-	浦和區	浦和區	-	-	-	-
前橋區	-	前橋區	前橋區	-	-	-	-
靜岡區	-	靜岡區	靜岡區	-	-	-	-
甲府區	-	甲府區	甲府區	-	-	-	-
長野區	-	長野區	長野區	-	-	-	-
新潟區	-	新潟區	新潟區	-	-	-	-
富山區	-	富山區	富山區	-	-	-	-
弘前區	-	弘前區	弘前區	-	-	-	-
函館區	-	函館區	函館區	-	-	-	-
札幌區	-	札幌區	札幌區	-	-	-	-
根室區	-	根室區	根室區	-	-	-	-
合計	四	合計	合計	四	-	-	-

前 承

裁判所		原裁判所		本年受理		件		數		區		別	
主	附	主	附	主	附	主	附	主	附	主	附	主	附
盛岡	酒田	盛岡	酒田	三	二								
山形	酒田	山形	酒田										
若松	山形	若松	山形										
平	山形	平	山形										
白河	山形	白河	山形										
福島	山形	福島	山形										
石巻	山形	石巻	山形										
白	山形	白	山形										
仙臺	山形	仙臺	山形										
大	山形	大	山形										
仙	山形	仙	山形										
河	山形	河	山形										
原	山形	原	山形										
盛	山形	盛	山形										

裁判所		原裁判所		本年受理		件		數		區		別	
主	附	主	附	主	附	主	附	主	附	主	附	主	附
盛岡	酒田	盛岡	酒田	三	二								
山形	酒田	山形	酒田										
若松	山形	若松	山形										
平	山形	平	山形										
白河	山形	白河	山形										
福島	山形	福島	山形										
石巻	山形	石巻	山形										
白	山形	白	山形										
仙臺	山形	仙臺	山形										
大	山形	大	山形										
仙	山形	仙	山形										
河	山形	河	山形										
原	山形	原	山形										
盛	山形	盛	山形										

表九十六第款一第部五第
分區決判訴控ルス對ニ應各

控訴	裁判所	原裁判所	受理		重罪		輕罪		違警		取消未
			受	計	事	人	事	人	事	人	
東京地方	東京地方	東京地方
横濱地方	横濱地方	横濱地方
八王子支部	八王子支部	八王子支部
千葉地方	千葉地方	千葉地方
八日市場支部	八日市場支部	八日市場支部
水戸地方	水戸地方	水戸地方
土浦支部	土浦支部	土浦支部
下妻支部	下妻支部	下妻支部
宇都宮地方	宇都宮地方	宇都宮地方
栃木地方	栃木地方	栃木地方
浦和支部	浦和支部	浦和支部
熊谷支部	熊谷支部	熊谷支部
前橋支部	前橋支部	前橋支部
高崎支部	高崎支部	高崎支部
静岡地方	静岡地方	静岡地方
沼津支部	沼津支部	沼津支部

前承

控訴	裁判所	原裁判所	本年受理		重罪		輕罪		違警	
			主	附	主	附	主	附		
青森地方	青森地方	青森地方
五所河原	五所河原	五所河原
弘前支部	弘前支部	弘前支部
八戸支部	八戸支部	八戸支部
函館地方	函館地方	函館地方
江刺支部	江刺支部	江刺支部
札幌地方	札幌地方	札幌地方
根室地方	根室地方	根室地方
以上函館控訴院管内	以上函館控訴院管内	以上函館控訴院管内
合計	合計	合計

前承

東京控訴院	裁判所	原裁判所	受理		重罪	輕罪	決	未	取	消	未	局	終	未
			受	新										
瀨	松	甲府支	受	計	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取
谷	長	谷村支												
飯	飯	飯野支												
松	松	松本支												
上	上	上田支												
新	新	新潟支												
高	高	高田支												
長	長	長岡支												
相	相	相川支												
富	富	富山支												
仙	仙	仙臺支												
石	石	石巻支												
福	福	福島支												
山	山	山形支												
宮	宮	宮古支												

東京控訴院	裁判所	原裁判所	受理		重罪	輕罪	決	未	取	消	未	局	終	未
			受	新										
卷	卷	卷井支	受	計	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取
京	京	京橋支												
芝	芝	芝罘支												
下	下	下谷支												
本	本	本所支												
小	小	小田原支												
松	松	松戸支												
横	横	横濱支												
小	小	小田原支												
横	横	横須賀支												
八	八	八王子支												
芝	芝	芝罘支												
千	千	千葉支												
一	一	一本郷支												
北	北	北條支												
八	八	八日市場支												
水	水	水更津支												
八	八	八日市場支												
水	水	水更津支												
八	八	八日市場支												
水	水	水更津支												

前 承

中村支部	高知地方	脇野支部	徳島地方	田邊支部	和歌山地方	富山地方	金澤地方	小濱支部	福井地方	彦根支部
中須	高知	川島	脇野	徳島	和歌山	高杉	高小	小濱	大武	福井
村崎	知島	野島	野島	邊島	歌山	杉島	小濱	濱野	武生	根井
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區

大津地方	津山支部	岡山地方	洲本支部	豊岡支部	姫路支部	裁判所	控訴
大津	津山	岡山	洲本	豊岡	姫路	原裁判所	
八	大勝	津姫	高津	玉笠	新勝	岡山	岡野
區	區	區	區	區	區	區	區

受審	受審	計	重罪	輕罪	中等罪	下取	未消	未終
事檢	人告被	事檢	人告被	事檢	人告被	事檢	人告被	事檢
人告被	人告被	人告被	人告被	人告被	人告被	人告被	人告被	人告被
下	減	局	取	消	未	未	未	未

前承

裁判所	原裁判所	受理		判		決		取 消 未
		受 受	計	重 罪	輕 罪	違 犯 罪		
松山地方	松山							
大洲	大洲							
宇和島	宇和島							
西條	西條							
高松地方	高松							
北條	北條							
以上大阪控訴院管内ノ合計								
名古屋地方	名古屋							
岡崎支部	岡崎							
安濃津地方	安濃津							
四日市支部	四日市							
山田支部	山田							
岐阜地方	岐阜							
高松支部	高松							
東京地方	東京							
下妻支部	下妻							
宇都宮地方	宇都宮							
静岡地方	静岡							

裁判所	原裁判所	受理		判		決		取 消 未
		受 受	計	重 罪	輕 罪	違 犯 罪		
名古屋控訴院	甲府地方							
	長野地方							
	新潟地方							
	京都地方							
	大阪地方							
	岡山地方							
	大津地方							
	彦根支部							
	富山地方							
	和歌山地方							
	高知地方							
	高松地方							
	廣島地方							
	名古屋							
	一宮							
	半田							
	岡崎							
	大垣							
	岡崎							
	豊橋							
	岡崎							
	豊橋							

廣島控新院	山口地方	尾道支部	廣島地方	三原區	竹原區	庄原區	廣島區	天草支部	長崎地方	西條支部	彦根支部	大坂地方	米子支部	鳥取地方	濱田支部	西條支部
山口地方	山口區	尾道區	廣島區	三原區	竹原區	庄原區	廣島區	天草區	長崎區	西條區	彦根區	大坂區	米子區	鳥取區	濱田區	西條區
山口地方	山口區	尾道區	廣島區	三原區	竹原區	庄原區	廣島區	天草區	長崎區	西條區	彦根區	大坂區	米子區	鳥取區	濱田區	西條區
山口地方	山口區	尾道區	廣島區	三原區	竹原區	庄原區	廣島區	天草區	長崎區	西條區	彦根區	大坂區	米子區	鳥取區	濱田區	西條區
山口地方	山口區	尾道區	廣島區	三原區	竹原區	庄原區	廣島區	天草區	長崎區	西條區	彦根區	大坂區	米子區	鳥取區	濱田區	西條區

前 承

控訴	裁判所	原裁判所	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未
裁判所	安濃津地方	安濃津區	受理	重罪	輕罪	決	取	未	取	未	上	取	未

福岡地方	佐賀地方	嚴原支部	平戸支部	長崎地方	長崎控訴院
甘行飯福人唐伊佐嚴平長大長	水事塚岡吉津萬里賀原武生水戸村崎			沖繩縣裁判所	小倉支部
區區區區區區區區區區區區區					

久留米支部	福岡地方	唐津支部	佐賀地方	嚴原支部	福江支部	平戸支部	島原支部	長崎地方	以上廣島縣裁判所管內	合計	米子支部	鳥取地方	濱田支部	松江地方	裁判所	控訴

第...号

前 承

熊本地方	御高	山	宮	熊	五	中	中	梓	佐	竹	玉	行	小	福	柳	久	留	米	柳	河	裁	控			
																					判	訴			
船	瀬	鹿	地	本	津	津	津	蔡	伯	田	津	事	倉	岡	河	米	河	區	區	區	原	裁	判	所	
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	受	普	受	理
																						事	檢	取	重
																						人	告	被	罪
																						人	告	被	罪
																						人	告	被	罪
																						事	檢	取	輕
																						人	告	被	罪
																						人	告	被	罪
																						事	檢	取	違
																						人	告	被	罪
																						事	檢	取	違
																						人	告	被	罪
																						下	取	下	取
																						減	消	減	消
																						局	器	未	局
																						内ノ罪重	原	刑	上
																						内ノ罪輕	刑	刑	刑
																						内ノ罪最	刑	刑	刑

五三六

鹿兒島地方
 延 宮 鹿 水 加 鹿 天 八 人
 岡 城 崎 屋 引 治 兒 草 代 吉
 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區
 以上長崎控前管内、合計

盛	鶴	米	酒	山	若	平	白	福	石	古	仙	宮	鹿	水	加	鹿	天	八	人
岡	岡	澤	田	形	松	支	河	島	卷	川	壘	都	崎	引	治	兒	草	代	吉
地	支	支	支	地	支	支	支	地	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
方	部	部	部	方	部	部	部	方	部	部	方	部	部	部	部	部	部	部	部

五三七

盛岡地方	酒田支部	山形地方	若松支部	平野支部	白河支部	福島地方	石巻支部	大川	仙臺地方	根室地方	札幌地方
花巻	盛岡	酒田	山形	平野	白河	郡山	水戸	白河	古川	大沼	仙臺
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區

官城控訴院												裁 判 所	控 訴	原 裁 判 所			
函館	弘前	宮城	新潟	長野	甲府	靜岡	前橋	浦和	宇都宮	土浦	横濱	東京	能代	大曲	秋田	宮古	磐井
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方
												受 受	罰 新	受 理			
												計		判			
												事 檢	取 原 判 決 手 続				
												人 告 被	取 原 判 決 手 続	罪			
												人 告 原 罪 民	却				
												事 檢	取 原 判 決 手 続	罪			
												人 告 被	却				
												事 檢	取 原 判 決 手 続	罪			
												人 告 被	却				
												事 檢	取 原 判 決 手 続	罪			
												人 告 被	却				
												下 減	取 消	決			
												局 終	未				
												内ノ罪重	取 原 判 決 手 続	上 取 消 手 続 内			
												内ノ罪輕	取 原 判 決 手 続				
												内ノ罪重	取 原 判 決 手 続				

根室地方		札幌地方		函館地方		八戸支部		弘前支部		青森地方		以上函館控訴院管内			
厚根	岸室	根室	小樽	札幌	江刺	函館	八戸	五所	弘前	八戸	弘前	青森	野邊	青森	根室
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
合計	合計														

前 承

控訴院		裁判所		受審		受理		重罪		輕罪		違犯		取消						
函館控訴院	函館地方	札幌地方	厚根岸室	六戸支部	弘前支部	青森地方	以上官城控訴院管内	酒田	横手	湯澤	横手	能代	大湯	湯澤	花輪	秋田	水澤	磐井	磐井	
	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
合計	合計																			

表一十七第款一第部五第
果成ノ判裁訴控ルス對ニ名罪ノ判裁原

罪名	件数	原裁判		控訴		裁		判		成		果	
		員人判	裁原	上級ノ内	無罪又ハ免訴ヲ	死刑ヲ	徒刑以下ヲ	輕罪ノ刑ヲ	同ノ刑ヲ	同ノ刑ヲ	同ノ刑ヲ	同ノ刑ヲ	同ノ刑ヲ
此種取ヲ聚ム													
内閣通牒ノ抄録ヲ偽造ス													
内閣通牒ノ抄録ヲ偽造ス													
貨幣ノ偽造ニ成テ未タ行使セズ													
貨幣ヲ偽造スルノ情ヲ知テ飛テ受テ職工ヲ爲レハ雜役ニ供ス													
偽造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受レシヲ行使ス													
各官署ノ印ヲ偽造シ及シ其偽印ヲ使用ス													
官印記號印章ノ影跡ヲ盗用ス													
官ノ文書ヲ偽造シ及シ増減變換シテ行使ス													
公債證券其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ及シ増減變換シテ行使ス													
無記名ノ公債證券ヲ偽造シ及シ増減變換シテ行使ス													
官吏其印章ニ係ル文書ヲ偽造シ及シ増減變換シテ行使ス													
官吏自ラ監守スル處ノ金銀物件ヲ竊取ス													
人ヲ誑殺ス													
人ヲ殺殺ス													

表十七第款一第部五第
果成ノ判裁訴控ルス對ニ名刑ノ判裁原

原裁判刑名	原裁判												控訴	裁	判	成	果	
	無罪	免訴	死刑	無期	有期	懲役	拘留	罰金	物	料	同ノ刑	同ノ刑						
死刑																		
無期																		
有期																		
懲役																		
拘留																		
罰金																		
物																		
料																		
同ノ刑																		
同ノ刑																		
其他ノ判決																		
合計																		

前 承

罪 名	件 数	原 裁 判 員 人 数	上 級 内		控 訴		裁 判		成 果		
			更 改 名 罪	名 罪	無 罪 又 ハ 免 訴	死 刑	徒 刑 以 下	輕 罪	刑 罰	違 背 罪 刑	其 他
定規ヲ削減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル											
官署ニ對シテ屬身身分氏名年齒職業ヲ詐稱ス											
賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サレシメ及賄賂ヲ受ケテ投票ヲ爲ス											
官許ヲ得スレテ警察ヲ爲ス											
賄賂ヲ贈シテ現ニ博奕ヲ爲シ及非情ヲ知テ房屋ヲ給與ス											
偽計及威力ヲ以テ物品ノ賣買ヲ妨害ス											
官吏入ノ屬託ヲ受テ賄賂ヲ收受シ及賄賂ス入ヲ賤打刺傷ス											
殺シ謀テ人ヲ賤打刺傷ス											
他種ヲ害ス可キ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシム											
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス											
過失ニ因テ人ヲ刺傷ス											
人ヲ脅迫ス											
他物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム											
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス											

五四六

罪 名	件 数	原 裁 判 員 人 数	上 級 内		控 訴		裁 判		成 果		
			更 改 名 罪	名 罪	無 罪 又 ハ 免 訴	死 刑	徒 刑 以 下	輕 罪	刑 罰	違 背 罪 刑	其 他
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合											
盗通											
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス											
不實ノ事ヲ以テ人ヲ報告ス											
顯事隠行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス											
祖父母父母ヲ賤打刺傷ス											
入ヲ賤打刺傷シテ因テ殘疾ニ致ス											
人ノ所有物ヲ竊取ス											
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス											
門戶竊取ヲ論テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス											
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル動物ヲ竊取ス											
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ動物ヲ竊取ス											
山林川澤池沼湖海及牧場ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル動物或ハ獸類ヲ竊取ス											
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隠匿ス											
家賃分租ノ際賄賂ノ類ヲ欺詐毀棄シ及負債ヲ私債ス											
入ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證券類ヲ竊取ス											
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金類物件ヲ消費ス											
官署ヨリ送附タル自己ノ物件ヲ竊取或ハ盗竊ノ類ヲ詐稱シテ知テ受ケ及寄託或ハ買											
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス											

五四七

前 承

罪 名	件 数	原 裁 判 人 員	上 級 内		控 訴	裁 決	判 決	成 果
			罪 名 更 變	罪 名 未 變				
罪防ヲ決濟シ及水開ヲ墾墾シ成ハ其他水利ヲ妨害ス								
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ墾墾ス								
人ノ家屋ニ屬スル樹皮及園池ノ裝飾成ハ四圍ノ樹皮收場ノ柵欄ヲ墾墾ス								
人ノ線縮竹木及其他需用ノ植物ヲ墾墾ス								
土地ノ境界ヲ私シタル物件ヲ墾墾シ及移轉ス								
人ノ器物ヲ墾墾ス								
人ノ牛馬ヲ殺ス								
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ墾墾滅盡ス								
諸規則								
地租條例								
酒造稅則								
管絃樂器稅則								
烟草稅則								
證券印稅規則								
賣券印稅規則								
郵便條例								
藥品營業並藥品取扱規則								
賣藥規則								
合計								

罪 名	件 数	原 裁 判 人 員	上 級 内		控 訴	裁 決	判 決	成 果
			罪 名 更 變	罪 名 未 變				
歌聲免許規則								
傳染病豫防規則								
米商會所條例								
私ニ米穀及金銀貨幣其他財物品ノ限月賣買ヲ爲ス								
漁業條例								
特許條例								
警屋取締條例								
古物漁取締條例								
茶葉組合規則								
出版條例								
新聞條例								
出版條例								
陸軍軍備備下士兵卒服役條例								
集會及政社法								
爆發物取締規則								
火藥取締規則								
銃砲取締規則								
鳥獸取締規則								
度量衡改定規則								
富藏賣買ノ牙保及替切ヲ爲シ成ハ購買ス								
登記法								
國稅納付法								

表二十七第款一第部五第
 果成ノ判裁訴控ルス對ニ廳各

原裁判所	件数	控訴				合計
		死刑	以下刑	輕罪	輕罪ノ刑	
東京地方	1	0	0	0	0	1
横濱地方	1	0	0	0	0	1
八王子支部	1	0	0	0	0	1
千代田支部	1	0	0	0	0	1
八日市支部	1	0	0	0	0	1
水戸支部	1	0	0	0	0	1
土浦支部	1	0	0	0	0	1
下妻支部	1	0	0	0	0	1
宇都宮支部	1	0	0	0	0	1
栃木支部	1	0	0	0	0	1
浦和支部	1	0	0	0	0	1
熊谷支部	1	0	0	0	0	1
前橋支部	1	0	0	0	0	1
高崎支部	1	0	0	0	0	1
合計	17	0	0	0	0	17

前承

罪名	件数	控訴				合計
		死刑	以下刑	輕罪	輕罪ノ刑	
臨田切開切添地處分	1	0	0	0	0	1
衆議院議員選舉法	1	0	0	0	0	1
議會並議員保護	1	0	0	0	0	1
府縣會議員選舉規則	1	0	0	0	0	1
市町村會議員選舉規則	1	0	0	0	0	1
障礙工免許規則	1	0	0	0	0	1
戸籍法	1	0	0	0	0	1
稅關法	1	0	0	0	0	1
新聞雜誌及文書圖書ニ外交上ニ係ル事件ヲ檢問ヲ經スレテ掲載ス	1	0	0	0	0	1
違警罪	1	0	0	0	0	1
入ヲ毆打シテ創傷ニ至ラス	1	0	0	0	0	1
密ニ賣淫ヲ爲シ及其姦合容止ヲ爲ス	1	0	0	0	0	1
定リタル住居ナリ平常帶生ノ遺棄ナリシテ地方ヲ徘徊ス	1	0	0	0	0	1
某種及路上ノ神佛ヲ毀損ス	1	0	0	0	0	1
定リニ告凶稱惡ヲ圖キ或ハ折殺符咒ヲ爲シ入ヲ墜ハシテ利ヲ圖ル	1	0	0	0	0	1
道路ニ於テ放牧馬群ヲ發シ制止ヲ背ンセス	1	0	0	0	0	1
各地方違警罪	1	0	0	0	0	1
合計	17	0	0	0	0	17

前承

高崎支部	高岡支部	高岡支部	前橋地方	沼田 中之條	熊谷支部	栃木支部	佐野	宇都宮地方	真田	下妻支部	八日市	土浦支部	龍ヶ崎	麻生	裁判所	控訴	原裁判所	案件	原裁	判	刑	以下	輕	罪	刑	共	
靜岡地方	濱川	掛川	濱松支部	甲府地方	長谷	長野地方	飯島	上田支部	飯田	新瀧	三條	新潟地方	長岡	新發田	高田支部	合計											京都市地方